

動物倫理学の動物擁護論における二潮流とその相互関係：「動物正義論」の興隆と今後の展望

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大倉, 茂, 仲間, 礼 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2040

動物倫理学の動物擁護論における二潮流とその相互関係

— 「動物正義論」の興隆と今後の展望 —

大 倉 茂 ・ 仲 間 礼

はじめに¹

社会における不平等の構造、例えばジェンダーや階級に基づく格差は、いまなお完全に是正されたとはいえないものの、徐々に可視化され、改善されてきた。不当な取り扱いに対する人びとの抵抗の根底には、「平等」や「公正」への強い要望がある。

そして近代以降、この要請は人間同士の関わりだけでなく、人間と動物の関わりにおいてもみられるものになった。その代表的な運動の一つが、工場畜産や動物実験等の問題を背景として、1970年代以降に英米を中心に高まりをみせた「動物の権利運動」である。言語や理性等を持つという理由で人間は他の動物に優越しているのか、これまでの人間と動物の関係は倫理的に正当化できるのかといった、根本部分にまで踏み込んだ議論がなされるようになったのである。その意味で、動物の権利運動はそれ以前からあった動物「愛護」思想よりもラディカルなものであったといえる。このような流れの中で、われわれの動物に対する行為の規範を議論する領域として、「動物倫理学」という応用倫理学の一分野が形成されていった。

動物倫理が言及されるさいには、道徳的配慮の対象を動物にまで拡張することを求める動物擁護の立場が多くみられる。しかしながら、そもそも動物倫理が動物に対する人間の在り方について規範的に考察する議論であることを踏まえるならば、動物に対する配慮を（程度の差はあれ）要求しない主張があってもよい。そのため、反動物擁護論であっても、それが倫理学として根拠を示せているのであれば、動物倫理の枠組みに含まれるだろう。以上のことから、本稿では、動物倫理の中でも動物を配慮の対象と考える動物擁護論の立場をひとまず「動物解放論」と呼ぶこととする。また、後ほど触れる「動物

権利論」が動物解放論と同一視されることもあるが、動物擁護論の立場が必ずしも権利という概念を用いるわけではないため、動物権利論は動物解放論の中の一つの理論的立場として位置づける。

さて、これまで倫理学の一分野として発展してきた動物倫理学においては、功利主義や義務論といった規範倫理学の立場を応用した理論が主流であった²。しかし近年では、従来の枠組みにとらわれない柔軟な理論、他分野（政治学や経済学等）の知見を導入した理論が多く登場し、様々な提言がなされるようになってきた。これらの研究は、先に述べた古典的な動物解放論に比して動物に関する広範な「正義」を志向するという点で、動物擁護論の中でも古典的動物解放論というより、いわば「動物正義論」とも呼ぶべき理論として位置づけうる。それでは、われわれの動物に対する行為の規範を考える動物倫理学の動物擁護論において、古典的動物解放論と動物正義論はどのような関係にあるのだろうか。

本稿ではこのような視点に立ち、古典的動物解放論の概要（第1節）、次に動物正義論の概要（第2節）を見ていくことで、その議論の変遷を追うこととする。そして、その過程でどのような点が批判的に検討されてきたかを分析する（第3節）。その上で、動物倫理学における議論のこれからの展望について、暫定的な見解を示したい。

1. 古典的動物解放論

動物解放論の議論は、主に工場畜産と動物実験に焦点を当ててきた。もちろん、動物倫理の問題領域はこれらに限定されるわけではなく、むしろ人間の動物に対する行為一般について広く考察するものであることが望ましいが、この二つの領域は数的にも質的にも特に深刻な問題を抱えているとみなされてきたの

である。本節では、これまで古典的動物解放論が展開してきた議論を概観するため、これらの問題をメインに扱った代表的な理論である、ピーター・シンガーの功利主義的な動物解放論と、トム・レーガンの義務論的な動物権利論を確認したい。以下で順に議論の基本部分をみていく。

シンガーの理論

まずはシンガーの理論である。功利主義者であるシンガーが1975年に発表した『動物の解放』には、近代的な工場畜産や動物実験の場において、動物を取り巻く環境がどれほど劣悪で不正なものであるかが詳細に記されている。感情的な議論ではなく、精緻な論証によって「ヒト以外の動物に対する人類の専制政治」が恣意的な差別に基づいている（シンガー2011, pp.12-13）ことを指摘した彼の見解は、近年の動物権利運動に多大な影響を及ぼした。また、これに加えて彼の業績として特筆すべき点は、「利益に対する平等な配慮」の原理を洗練されたかたちで打ち出したこと、それに関連して「種差別 (speciesism)」の概念を広く知らしめたことであろう。

利益に対する平等な配慮とは、「道徳的な考慮をするさいに、我々が、自分の行動に影響される人々全員の同様の利益に等しい重みをおくということ」（シンガー1999, p.24）である³。そして利益を考慮するときには、当該者が利益を有しているかという点のみをみるべきであり、その他の性質には影響されないとされる。シンガーによれば、この原理は、人びとの間に存在するありとあらゆる違いを乗り越えて、全ての人間を包み込むことができる平等の基本原則である（シンガー1999, p.67）。苦痛から逃れるという利益について考えてみよう。ここでは、単に苦痛そのものが望ましくないのであって、その苦痛が誰のものであるか、その人にどのような特徴があるかは重要ではない。例えば、その人の人種は何であるか、IQはどのぐらいであるかといった性質は、苦痛が望ましくないということとは全く関係ないため、配慮をするさいの判断要素になりえないのである。このように、ある存在の利益について考慮するときには重要なのは、何らかの自然的特徴ではなく、関係する利益を持つか否かである。以上のことから、幸福になったり不幸になったりする能力を持つ

存在は配慮の対象に含まれると考えられる（伊勢田2008, p.40）ため、平等な配慮の原理は人間に限らず、利益を有する動物にも適用されるべきだということになる。

またこのような論理は、上で述べた種差別という概念をしりぞける。皮膚の色やジェンダーを理由に特定の人びとの利益を無視することが認められないのと同様、生物学的な区分に過ぎない「種」に基づく差別（種差別）は擁護できないというのが、種差別批判の主張である。利益に対する平等な配慮の原理のもとでは、「ある存在に苦痛を与えることが不正であるということは、その存在がどの種に属しているかには無関係である」（シンガー1999, p.106）ため、単にわれわれの生物種（ホモ・サピエンス）ではないからという理由で動物を配慮の対象から排除することは認められない。また、仮に利益の有無という道徳的配慮の基準を受け入れず、代わりに言語や思考能力等の特質を持ち出したとしても、知的障害者や乳幼児をどう扱うかという「限界事例」の問題に直面することになるため、種差別擁護の立場を貫くことはかなり難しいのである。

以上が、シンガーが唱える動物解放論の基本的な理論的支柱である。シンガーは、工場畜産や研究の現場において動物がどのような扱いを受けているのかを詳しく調査した上で、上記のような観点からこれらの支配システムは正当化できないと結論づけている。ただし、シンガーの功利主義的見解からは、必ずしも「生き物を殺してはいけない」という規範は導かれなかったことに注意が必要である。彼は絶対不可侵の権利を求めているわけではないため、動物を殺すこと自体がただちに不正だとみなされることはない⁴。また動物実験についても、全体の効用を重視する功利主義の性質上、無条件に禁止することはできない。少数の動物を犠牲にして得られた成果によって多数の人間が救われたというケースでは、功利計算の結果、その実験行為が正当化されることが考えられるからである。このような理論の特徴により、シンガーの立場は次で述べる動物権利論と区別される。しかし現行の工場畜産や動物実験は、これらのことを考慮してもほとんどが擁護不可能なほど動物に多大な苦痛を与えているため、シンガーは総論としてこのような行為に強く反対し、廃止に近い

厳しい制限を要求している（伊勢田 2008, p.41）。

レーガンの理論

次に、レーガンの理論を紹介したい。レーガンは権利論の立場から、ある種の動物への配慮はわれわれの義務であると主張する。権利論は人間の権利概念を根底に据えるものであり、保護されるべき権利や自由が、人種やジェンダー等の恣意的に設けられた区別によらずあらゆる人間に対して公平に保障されることを求める。レーガンはこの考え方を土台にして、動物の中にも同様の取り扱いを認めるべきものが存在すると考え、道徳的配慮の対象を拡張するのである。レーガンもシンガーと同様、種差別的な考えは論理の段階で「関連性の誤謬」を犯しているとして、これをしりぞける（レーガン 2022, p.93）。

レーガンは動物に権利を認める前段階で、そもそも権利とは何なのか、権利にはどのような性質があるのかといった点を詳しく分析している。レーガンの議論と分析は主として消極的権利（危害を受けない権利）に向けられているが、これは彼が積極的権利（支援を受ける権利）の重要性を認めていないためではなく、工場畜産や動物実験の問題について論じる上では、より根本的である前者に焦点を絞ってよいと考えているためである（レーガン 2022, pp.54-55）。

さて、レーガンは消極的権利（消極的道德権）には次のような性質があると分析している。

- ①立入禁止：一種の道徳的防壁により、他者が私たちに害する自由を制限する
- ②切り札：諸々の便益が得られる場合でも、権利侵害は正当化されない
- ③平等：われわれが持つ様々な違いによらず、権利は全ての所有者にとって同じものである
- ④正義：権利の使用は公正に基づく妥当な要求であり、気前の良さを求めるものではない
- ⑤尊重：これらの観念を統合する概念で、相互的な尊重ある扱いが権利の基本構想である

（レーガン 2022, pp.55-62）

それでは、どのような存在がこれらの権利を有するのか。レーガンの権利論には、「個の内在的価値」と「尊重義務」という中核概念がある。前者は、道徳的価値が個の持つ利益の方ではなく、利益を有する個自身に帰属するものであることを意味する。後

者は、内在的価値を有する個に対する尊重を伴う扱いを求める直接義務の原則のことである。このような考えはイマヌエル・カントにまで遡ることができるが、レーガンはカント的な見解にいくつかの修正を加えている。単純化すると、カントの義務論において内在的価値を有しているのは特に理性や自律性を備えた「人格 (person)」であり、彼らが互いを目的自体として（尊重をもって）扱うことが想定されている。レーガンは、この人格という概念が指す範囲は人間に限ってもあまりに狭く、配慮の基準として不相当であると考え、内在的価値を有するのはあらゆる「生の主体 (subject of a life)」だと述べる。

生の主体とは、世界を、そして感情や願望といった内面で生じる物事を意識する存在であり、また等しく経験的福祉状態（個が経験する幸福や不幸の状態）を備えるような、「何か」ではなく一つの伝記を持つ「誰か」であるような存在のことである（レーガン 2022, pp.147-149）。レーガンによれば、「直接義務は道徳に直接関わる利益を持つ者に対して発生する」ため（レーガン 2022, p.95）、利益を有する動物、すなわち生の主体である動物に対しても人間と同様の直接義務が生じるのであり、またこのような存在は重要な諸権利を有すると認められる。ただし、生の主体という概念を厳密に定義することは難しく、心身機能が正常とされる成人に加えて、認知的障害を持つ人や乳幼児、そして少なくとも哺乳類から一部の魚類等までも含まれると思われるが、このような「線引き問題」に関わる利害は多大であるため、レーガン自身は予防的に緩い基準を採用すると述べている（レーガン 2022, p.151）。

以上の前提を踏まえるならば、現在の動物の取り扱いがいかにか不正なものであるかが浮き彫りになる。なぜなら、例えば現行の工場畜産や動物実験は、生の主体である動物を尊重ある仕方では扱っておらず、明らかに彼らの権利を侵しているからである。レーガンの動物権利論は、動物支配システムの改善ではなく完全な廃絶を求めるものであるが、彼が権利論の立場をとるのには、功利主義の見解に不満があるという理由もある。彼は特に、功利主義が効用計算に悪の選好も含めること、そしてその結果悪事を正当化する可能性を否定できないことを問題視す

る（レーガン 2022, p.114）。一貫した功利主義の立場は効用を最大化する行為を正当化するため、不可侵な権利の概念で動物を守ることができない。そのためレーガンは、シンガー的動物解放論が無条件に動物の利用や殺害を不正だと判断しないことについて、道徳的に満足のいく理論ではないと批判するのである。レーガンの権利論においては、生の主体たる動物は少なくとも消極的権利を持つため効用計算の天秤にかけられることなく、立入禁止や切り札等の道徳的権利の特性によって保護される。

古典的動物解放論の視点

以上、シンガーとレーガンの古典的な動物擁護の立場をおおまかにまとめた。彼らはそれぞれ異なる倫理理論に依拠するため、シンガーが基本的に問題視するのは動物たちが被る苦しみであるのに対し、レーガンが本質的な不正だとみなすのは動物たちを単なる手段、交換可能な資源として扱うことであるといったような着眼点の相違があった。一方で、両者が工場畜産や動物実験に代表される動物支配システムを批判するさいの理論の構造は、次のようなかたちで共通していると分析できる。

- ①われわれが既に人間に対して当てはめている道徳規範を吟味する
- ②それらの規範の適用対象を人間に限る理由は、規範そのものの中にはないと結論づける
- ③それらの規範の主旨から、改めて配慮の対象や内容を定めていく

（伊勢田 2008, p.47）

つまり、論拠が異なる彼らの理論であるが、人間の特権意識や人間の動物に対する行為の正当性を根本から問い質し、そこに潜んでいる不平等性や恣意性を論理的に暴き出すという点では議論の方向性が一致しているのである。単純化して捉えると、両者の動物解放論は、現在の動物支配システムから動物を文字通り「解放」することを求めているといえるだろう。

2. 動物正義論

ここからは、動物倫理の新しい潮流についてみていきたい。冒頭でも述べたように、近年は様々な分

野から動物倫理への提言がなされるようになってきた。これは、従来の動物倫理の枠組みでは捉えられない問題があるとする見方が増えてきたことを示している。以下では、本稿で動物正義論と位置づけた、マーサ・ヌスバウムによるケイパビリティアプローチと、ウィル・キムリッカおよびスー・ドナルドソンによる関係論的シティズンシップ論の二つを概観する。順にみていこう。

ヌスバウムの理論

まずはヌスバウムの理論である。ヌスバウムは、法や正義、フェミニズム、発展途上国の開発援助等の幅広い領域で議論を展開する政治哲学者である。先に述べておくと、ケイパビリティアプローチ（capabilities approach）⁵は、もともと動物に関する問題を論じる目的で考案された理論ではなく、貧困問題やジェンダー格差といった人間社会における不平等の問題について取り組むために、経済学者アマルティア・センとヌスバウムの共同研究により編み出されたものである。センとヌスバウムは、それぞれ経済学と哲学の領域において少し異なる手法で理論を展開しているが、それは両者の見解に大きな相違があるからではなく、二人の扱う問題領域が違うためである。本稿では、社会が保障すべき中核的な権原（権利）に着目し、正義にかなった社会における動物の取り扱いについて論じるヌスバウムの理論を扱う。

『正義のフロンティア』におけるヌスバウムの目的は、ジョン・ロールズによって体系的に構築された「正義論」が直接的にはカバーできなかった、正義の境界「外」に位置づけられてきた存在を正義の主題として包摂することである。ヌスバウムは、正義論が依拠する社会契約論の立場について、社会のルールが平等な存在者間で相互有利性に基づいて作られるという点、そしてそのルールが適用されるのがそれらの契約者だという点を特に問題視する。単純化すると、このような社会契約論の前提は、力と能力が著しく異なる存在者間では契約を結べないということの意味するため、ヌスバウムがいうところの「未解決の三つの問題」、すなわち「障害者」、「外国人」、「動物」に関する問題が生じてしまうのである。「正義にかなった仕方を取り扱われるべき

世界のあらゆる存在者に正義を拡大する」(Nussbaum 2006, p.92) ことを目指すヌスバウムは、これらの問題にも直接取り組むことができる概念として、ケイパビリティを提唱する。ただし、ヌスバウムはロールズの正義論が果たした功績を高く評価しており、自身の見解もロールズに大きく負うとしている。

ケイパビリティとは、様々な機能(目的を追求する上で必要なもの)の組み合わせ(セン 1999, pp.59-60)であり、実際になしえたりなりえたりするもの(Nussbaum 2006, p.70)である。ヌスバウムは適宜修正可能なものであるとした上で、これらのケイパビリティを次のような具体的なリストにして提示している。

- ①生命 ②身体の健康 ③身体の不可侵性
- ④感覚・想像・思考 ⑤感情
- ⑥実践理性 ⑦連帯
- ⑧ほかの種との共生 ⑨遊び
- ⑩自分の環境の管理

(Nussbaum 2006, pp.76-78)

アリストテレス的要素を取り入れる彼女の理論は、「尊厳」や「繁栄・開花」の観念を重視する。レーガン同様、ヌスバウムの尊厳概念もカント主義に修正を加えたものである。合理性と動物性を切り離すのではなくむしろ両者を統合し、合理性とは単に動物が機能する一つの仕方であると捉える彼女の立場では、尊厳はあらゆる存在に認められる。そして尊厳を有する動物たちは、正義に規定された権原として、幅広く機能するためのケイパビリティと、繁栄・開花した(各々の生き物の尊厳に見合った)生活に関する本質的なケイパビリティを有する(Nussbaum 2006, p.392)のである。

ヌスバウムは、功利主義的動物解放論がこの分野で多大な貢献を果たしたことを認めつつも、それが感覚性のみ焦点を合わせることで、選好が環境適応的に形成される可能性を否定できないこと等について批判する。これに対してケイパビリティアプローチは、はじめから倫理的に評価可能な観念を理論の核に置くため、功利主義が躓くところでも正義を実現することができる。例えばこの理論では、ケイパビリティの項目全ての実現が要求されるため、選好だけが満たされていても、何かしらのケイパビリティが一つでも閾値まで達成されていないのであれば、

その状況を正義にかなっていないものだと判断することができる。また、ヌスバウムが用いる「種の模範」という概念は、各々の種に特徴的な種類の繁栄・開花の形態があることを前提とするため、動物が追求する様々な活動や目標を捉えることができる。つまり、快苦以外にも多様な善があると認めることで、より積極的に動物の生活を保障することができるのである。これらの見解は、現在の社会においては「普通」であるような人間と動物の関係の多くについても見直しを求めるものであるため、ヌスバウムは動物園動物やペット動物との付き合い方についても検討している。

キムリッカとドナルドソンの理論

次に、キムリッカとドナルドソン(以下、「キムリッカら」または「彼ら」)の理論である。キムリッカらは、従来の動物擁護論が果たしてきた役割を認めつつも、このような理論はもはや行き詰まっており、動物支配システムを根本から変革させることはできないと主張する。彼らは、これまでの多くの議論を「福祉主義」アプローチ('welfarist' approach)、生態系中心主義アプローチ('ecological' approach)、基本的権利アプローチ('basic rights' approach)の三つに分類する(Donaldson & Kymlicka 2011, p.3)。彼らはまず、福祉主義アプローチと生態系中心主義アプローチが抱える問題点として、前者については人間の利益と天秤にかけた場合に動物の利益を無視する可能性が高いという点、後者については生態系の理想状態を志向するホーリスティックな性格のために個々の動物に配慮しないという点を指摘した上で、これらの問題に対応しうる枠組みとして動物権利論が採用されてきたとしている。彼らが提唱するシティズンシップ論も、大枠としては基本的権利アプローチ(動物権利論)の流れに位置づけられるものであるが、彼らは以下の点において従来の権利論が不十分なものであったと批判し、修正を施した理論を展開する。

古典的な権利論の主眼は「～されない権利」という消極的なものに置かれており、動物の積極的権利(あるいはわれわれの積極的義務)に関してはほとんど触れてこなかった。キムリッカらは、消極的権利の方が緊急性の高いものだという事実は認めつつも、

従来の権利論が積極的権利にまで踏み込まないのには、このような優先順位の問題だけでなく、権利論の基本的な見解も関係していると分析する。例えば、多くの権利論者は人間が家畜動物⁶と結んでいる関係を本来的に権利の侵害だとみなすため、このようなカテゴリーの維持を認めず、したがってわれわれがそれらの動物に対してどのような積極的義務を持つかという問題に立ち入ることにも懐疑的である (Donaldson & Kymlicka 2011, p.7)。しかしキムリッカらは、このような見解は人間と動物が関わり合いながら共生している現実を無視しているものと批判し、人間と動物が離れた場所で別個独立に繁栄するという単純な認識を排して、コミュニティ間の相互作用とその複雑性を考慮して理論を構築すべきだと主張する。そのため彼らは、普遍的な消極的権利に加えて、われわれと各々の動物が結ぶ個別な関係と、それらの関係に固有の積極的権利を承認することを求め、「シティズンシップ (citizenship)」、すなわち市民権の概念を用いた関係論的な理論を提唱する。彼らは、動物の扱いを、自由民主主義的な正義および人権の基本原則に直接的に結びつける新しい枠組みを発展させてこそ、動物支配システムの改革は可能になるのだと述べている (Donaldson & Kymlicka 2011, p. 3)。

シティズンシップ論の基本的な了解は、人間はどこか特定の領域に置かれた社会の市民であるから、普遍的な権利とは別に、共同体における個別な権利 (や義務) を有するというものである。これは私たちの関係的権利についての見方であり、例えば「同胞市民」と「外国人」、そしてその間に位置する「デニズン (denizen)」（ここでは「居留民）」という三つの属性によって人々を分けたとき、関係性の性質に応じてそれぞれ別個の権利が生じるということの意味する。キムリッカらは、この関係性に応じて差異化された権利という概念を動物のケースにも援用する。彼らの考えでは、家畜動物は長い時間をかけて人間と相互依存すべく繁殖させられてきたため、共同体の内部における「市民」とみなされる。また、野生動物には「主権」が認められるため、私たちが彼らを直接害する行為が禁止されるだけでなく、ある場合には彼らの自己統治を援助するという積極的義務も生じる。そして、人間と居住空間を共有す

るものの、野生動物でも家畜動物でもないデニズンたる「境界動物」(例えばカラスやリス) は、シティズンシップに準ずる「デニズンシップ (denizenship)」を有する。このように、キムリッカらの理論は、シティズンシップの概念に従って人間と動物の個別な関係を理解し、それに基づいて動物の積極的権利およびわれわれの積極的義務を説明しようとするものである。

動物正義論の視点

ここまで、動物正義論として、ヌスバウムと、キムリッカおよびドナルドソン (以下、三人を並列して扱うときは「ヌスバウムら」または「彼女ら」) の立場を確認してきた。両理論の問題意識や着眼点は、特に以下の点において共通している。

- ①利益や消極的権利の他にも、動物にとって重要な要素があると考え
- ②他の研究領域で一定の説得力を有している知見を動物倫理の文脈で応用する
- ③工場畜産や動物実験以外の人間と動物の関係についても幅広く検討する

歴史的に正義の直接的な主題から排除されてきた存在は、動物だけではない。よく類比されるのは知的障害者等の「社会的弱者」とされる人びとであるが、彼らと動物は実際にいくつかの点 (利害や要求を持つが、それを私たちに伝達する手段を持たない等) において共通しているため、その問題領域で行われてきた議論は動物の配慮について論じるさいに大きな助けとなる。ヌスバウムらはこのことの意義を十分に認識している。政治学等の概念を用いて動物に対するわれわれの積極的な責務を論じる彼女らの理論は、現在の一般的な感覚からすればユートピア的なものに映るかもしれない。しかし、私たちが平等性や公正性を重んじ、正義にかなった社会を求めらるれば、彼女らが提示するこれらの問題について十分に議論を重ねていく必要がある。

3. 動物擁護論の多様な在り方

以上、古典的動物解放論を代表するシンガーとレーガンの理論を概観した後に、異なる研究領域の知見を導入している動物正義論として、ヌスバウムと、

キムリッカおよびドナルドソンの主張をまとめた。

シンガーとレーガンはそれぞれ功利主義と権利論の立場から、私たちが妥当であると受け入れるような道徳規則を丁寧に検証し、道徳的配慮の対象をある種の動物にまで拡張する必要性を論理的に導いた。両理論は長年、動物倫理の議論に多大な影響を与えてきたが、このような見方だけでは不十分であるとして、より包括的な正義の理論を構築しようとする研究が行われるようになった。古典的動物解放論が、動物の取り扱いに関するわれわれの「常識」を揺さぶり、私たちがなす行為の正当性について根本から再考することを促すものであるとすれば、動物正義論は、動物への配慮をより広い政治的領域における正義の問題として位置づけ、社会システムの変革を求めるものであるといえる。ヌスバウムらはこの流れの中で、特に際立った見解を提示している。

社会正義としての動物正義

ヌスバウムらが「正義」に言及するとき、そこで述べられているのは「社会正義」である。つまり、ケイパビリティアプローチもシティズンシップ論も、正義とは個々人がそれぞれに持つ正義観によってなされるものではなく、平等や公正の概念に支えられた妥当な社会制度が提供すべきものと捉えているのである。これは、ロールズの『正義論』における正義概念と軌を一にする。ロールズは、「真理が思想の体系にとって第一の徳であるように、正義は社会の諸制度にとっての第一の徳である」(Rawls 1999, p.3) と正義を規定し、さらに次のように述べる。「正義の第一義的な主題をなすものとは、〈社会の基礎構造〉なのである。あるいはより正確に言えば、主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協同が生み出した相対的利益の分割を決定する方式である」(Rawls 1999, p.6)。ここでいう正義は社会の規範であり、どのような社会を目指すべきかというわれわれ共通の規範である。したがって、これまでの議論を踏まえるならば、動物倫理における正義、すなわち動物正義では、人間と動物の不公正な関係を是正する〈社会の基礎構造〉が第一義的な主題となる。

一方でシンガーは、普遍的に思われる正義の概念や個人の権利が、功利主義とは両立できないことが

あると示唆している（シンガー 1999, p.16）。またレーガンは、基本的正義は全ての者に対する公正な扱いを要求するとしている（レーガン 2022, p.82）が、そこで想定されている正義概念は動物正義論のそれより控えめなものであるように思われる。広く社会正義を求めるヌスバウムらの問題意識を念頭に置くならば、このようなかたちで消極的な禁止事項や動物の解放を主張する古典的な動物擁護論に彼女らが不満を感じ、より積極的な動物の権利とわれわれの義務について幅広い射程を持った議論を提示するのは当然の動きだといえる。

動物正義論の課題

人間同士の関わりの中で編み出されてきた正義の要請に基づく様々な制度や概念を、動物まで含めて考えようとする動物正義論には、古典的動物解放論にはない強みがある。例えば、ヌスバウムはケイパビリティを具体的なリストとして提示し、動物の生活の善さを指標化する。これにより、各々の環境においてそれらの項目が満たされているか否かを判定することができる。動物の福利は人間のそれ以上に主観主義的な測定が難しい（伊勢田 2008 p.215）ため、この客観主義的なリストは動物の福祉を評価するときに役立つ。また、ヌスバウムの種の模範概念やキムリッカからの関係論的視点は、全ての動物がただ一括りの「動物」というカテゴリーに属するのではなく、それぞれの動物にはそれぞれの基本的な生活形態があり、また人間とそれぞれの動物の関係性も非常に様々であることを私たちに改めて認識させる。このような、動物という概念の中にある複雑なグラデーションの様相について、古典的動物解放論はあまり関心を払ってこなかった。その意味で、ヌスバウムらの理論は動物倫理の射程を広げ、かつ深めるものであると評価できる。

しかしながらここで、このような動物正義論の興隆を受けて、留意すべきだと思われる点を述べておきたい。それは、動物に対する正義について論じるこれらの理論が、「倫理学」の枠組みの中でこれまで動物解放論が組み立ててきた理論の形式や、その背景にある道徳的前提を頭から拒否するものであってはならないということだ。これまでみてきたように、確かにケイパビリティアプローチやシティズンシッ

プ論は、他分野の知見を応用することで従来の倫理学の枠組みにとらわれない柔軟な提言を行い、動物倫理の議論を豊かなものにしてきた。だがその反面、彼女らは自身らの理論を貫く原理や価値あるものとされる観念に関して、十分な理由づけと一貫性を示していないように思われる。

シンガーとレーガンの動物解放論が、様々な批判を受けながらも現在に至るまで影響を及ぼし続けている理由の一つは、彼らの理論が整合的な論証に支えられていることにある。彼らは功利主義と義務論に依拠するため、その前提にあるこれら規範倫理学の立場を受け入れなければ彼らの主張も意味をなさないものになると受け止められることがある。しかし、彼らの理論はいくつかの広く認められている規範の組み合わせから導かれるものであるため、仮に他の理論的立場をとるにしても、彼らの主張の基本部分についてはほとんどの人が同意すると思われる。例えば、シンガーが唱える利益に対する平等な配慮の原理や種差別批判は、普遍的見地からの倫理判断（私益を越えた普遍化可能な判断）や限界事例の人びとへの配慮の必要性を受け入れるならば、ただちに導かれるものである。また、レーガンは動物の権利を主張するにあたり、人間の権利についての正当性を問うところから段階的に考察している。この議論の方針により、私たちが現在の人権概念を疑いなく受け入れるならば、限界事例の人びとの権利を無視するのでない限り、能力差に基づいて人間と動物の道徳的地位に差を設けることには正当性がないと示される。つまり、彼らの理論の前提となる部分は立場によらず共有できる基本的な了解事項であるため、彼らの主張を根本から拒否してしまうと、これまでの動物擁護の議論から大きく後退することになると考えられる。

このような特徴を持つ古典的動物解放論と比較した場合、動物正義論においては、「そもそも～」、「なぜ～」といった厳密な論証があまり行われていない。例えば、「どのような存在が、どのような理由で道徳的配慮の対象となるか」という動物倫理では避けることができない線引き問題について、シンガーとレーガンはそれぞれ感覚性の有無と一連の心的能力を配慮の対象となる条件として挙げている。これらの基準については批判も寄せられているが、

それでも彼らは真摯にこの難題に取り組み、自身らの理論との整合性を保ちながら首尾一貫した論理を展開することに努めている。その一方でヌスバウムは、動物に対する配慮の根拠を深く掘り下げることなく、直観に委ねてしまっている。また、キムリッカらの関係論的な理論は、その論拠となる原理が明確でないため、個々の問題に対する議論がやや場当たりのなものになっている。つまり動物正義論は、古典的動物解放論が重視する利益や消極的権利の他にも動物にとって重要な要素があると述べるが、なぜそれに価値があるのか、自然主義的ではないか、その判断は普遍化可能か、といった疑問に対して一貫した回答を与えられていない。

とはいえ、このような議論の方針には、彼らが動物に対する正義を政治的な文脈に位置づけようとしていることが関係していると考えられる。ヌスバウムが「倫理の分野から政治的正義の分野に移ると、独立した善の理論の必要性が明白となる」(Nussbaum 2006, pp.150-151) と述べるように、政治哲学の領域では、ある問題についてはじめから何らかの具体的な望ましい方向性を指し示す必要がある。つまり、もともとはケイパビリティもシティズンシップも、正義が実現されていない現実世界に対する切実な問題意識によって生まれた概念であるため、理論の出発点においてこれらが善いものとして固定されるのは必然的なことであると理解できる。

おわりに

以上のことを踏まえて、今後の動物倫理の展望について述べたい。本稿で「動物正義論」と名づけた理論が、古典的動物解放論の議論に対して、理論の射程となる問題領域の範囲および価値あるものとみなすべき観念の二点に関して拡張が必要であると批判することは、おおむね的を射ていると思われる。私たちは明らかに、工場畜産や動物実験以外の領域にも取り組む必要があるし、私たちと動物の関係性も複雑かつ多様である。その意味で、社会正義の視点に基づいた動物倫理の議論は有益な示唆を与えてくれる。ただしそのときに注意することは、これまでの議論をバージョンアップするために、これまでの議論の全てを否定すべきではないということだ。

何か一つの立場に固執するのではなく、従来の理論が積み上げてきた知見と、従来の理論が見落としていた側面をすくい上げる見解が健全な相互批判を行い、また同時に相互を補完し合うことが求められる。したがって、古典的動物解放論と動物正義論の関係は、古典的動物解放論から動物正義論へという図式で捉えられるべきではなく、両者の相互補完性が求められるのである。それによって、より説得力のある動物倫理の議論が構築されていくことが望まれる。

注

- 1 本稿は、大倉が全体を構想し、それぞれに分担執筆をした。その後、仲間と大倉が議論し、論文の整合性をとる等のまとめを行った。
- 2 ロザリンド・ハーストハウスのように徳倫理に基づく論者もいるが、本稿では紙幅の都合上、特に多くの批判、検討が重ねられてきた功利主義と義務論に基づく動物解放論に焦点を合わせる。
- 3 利益に対する平等な配慮の原理は必ずしも平等な取り扱いを求めるものではない。関係者の利益を平等に考慮した結果、一律でない扱い（格差の是正措置等）を求めることはありえる。
- 4 ある動物が「死」の概念を持たない場合、痛みや恐怖を全く感じさせずに殺すことができるのであれば、その殺害は不正ではない。ただし「代替可能性」についても考慮するならば、議論はより込み入ったものになる。
- 5 “capability”の訳は「潜在能力」、「可能性」の他にも様々なものが考案されているが、単一の訳語ではヌスバウムらが意味するところを正確に捉えることが難しいと考え、本稿ではそのままケイバビリティという語に統一する。
- 6 キムリッカらは「家畜化」の過程をポイントとするため、ペット等も家畜動物に含まれる。

引用・参考文献

- 伊勢田哲司 (2008)『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会
- トム・レーガン「動物の権利の擁護論」(青木玲訳)、小原秀雄監修 (1995)『環境思想の多様な展開』東海大学出版会、pp.21-44
- トム・レーガン (2022)『動物の権利・人間の不正：道徳哲学入門』(井上太一訳) 緑風出版
- アマルティア・セン (1999)『不平等の再検討：潜在能力と自由』(池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳) 岩波書店
- ピーター・シンガー (1999)『実践の倫理 新版』(山内友三郎、塚崎智監訳) 昭和堂
- ピーター・シンガー (2011)『動物の解放 改訂版』(戸田清訳) 人文書院
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice revised edition*, The Belknap Press of Harvard University Press. (ジョン・ロールズ (2010)『正義論 改訂版』(川本隆史、福岡聡、神島裕子訳) 紀伊國屋書店)
- Nussbaum, Martha (2006) *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Harvard University Press. (マーサ・C.ヌスバウム (2012)『正義のフロンティア：障害者・外国人・動物という境界を越えて』(神島裕子訳) 法政大学出版局)
- Donaldson, Sue and Kymlicka, Will (2011) *Zoopolis: A Political Theory of Animal Rights*, Oxford University Press. (スー・ドナルドソン、ウィル・キムリッカ (2016)『人と動物の政治共同体：「動物の権利」の政治理論』(青木人志、成廣孝訳) 尚学社)
- Hursthouse, Rosalind (2011) “Virtue Ethics and the Treatment of Animals”, *The Oxford Handbook of Animal Ethics*, Oxford University Press, pp.119-143.